2013年度国際私法I　期末試験

高橋宏司　出題

甲国人女Xは、甲国に生まれ育ち、成人してから、一時期は日本人男Yと婚姻して日本に住所を有していたが、離婚を機に甲国に住所を移した。日本における離婚裁判では、離婚に伴う精神的苦痛についてのXのYに対する慰謝料請求が認容されたが、Yは支払を行っていない。やがてXは、甲国で死亡した。死亡時において、Xは、Yに対する延滞慰謝料債権および日本の銀行預金の他には、積極財産を有していなかった。Xは、日本に住所を有している頃、自宅において、甲国法に則って甲国の弁護士2名の立会いと署名を得て遺言(本件遺言)を作成した。本件遺言には、Xの実子ZがXが反対する相手と婚姻したことを理由として、Zを相続人から除外することのみが記載されている。Zは、日本で生まれ、それ以来、日本に居住している。甲国法について、以下のことが分かっている。

国際私法a条によると、相続は、銀行預金その他の債権や債務に関しては、被相続人の最後の住所地法によることになっている。

国際私法b条によると、遺言の成立は、遺言時における被相続人の住所地法によることになっている。

国際私法c条によると、遺言の撤回は、その当時における被相続人の住所地法によることになっている。

民法d条によると、被相続人の死亡と同時に、その権利義務が相続財産管理人に一旦帰属し、まず清算がなされ、積極財産が残ればこれを相続人が承継することになっている。

民法e条によると、遺言は、その有効性および適式性について裁判所による検認を受けなければ執行ができない。

民法f条によると、被相続人の実子は相続人となる。

民法g条によると、被相続人は相続人廃除を遺言によって行うことができ、推定相続人が被相続人の意に沿わない婚姻を行なったことは廃除事由となっている。

以上の前提で、以下の各問に、日本の観点に立って答えなさい。(期末試験総点80点)

参考) 日本の民法892条および1005条、家事事件手続法別表第一103項

(1)　Yに対する延滞慰謝料債権および銀行預金について、Xの相続の準拠法は何国法か。(10点)

(2) Yに対する延滞慰謝料債権がXの遺産を構成するか否かを決める準拠法は何国法か。(15点)

(3)　本件遺言は、方式上、有効か。(5点)

(4)　 本件遺言の実質的成立要件の準拠法は何国法か。(10点)

(5)　 本件遺言は、検認を受けずに執行できるか。(5点)

(6)　 本件遺言は検認を受けなければ執行できないと仮定すると、日本の裁判所において検認を受けることは、手続上可能であると考えられるか。検認の国際裁判管轄権は存在するものとする。(10点)

(7) 本件遺言が有効に成立し、執行できると仮定すると、Zは相続人廃除によって、Xの残した銀行預金について相続権を失うか。(15点)

(8) Zは、Xが死の直前に作成した別の遺言(新遺言)によって、本件遺言を撤回したと主張している。本件遺言が新遺言によって撤回されるか否かを判断する準拠法は何国法か。(10点)